

【マイナンバーのおさらい①】

こんにちは、税理士の須賀川です。いつもニュースレターをお読みいただきありがとうございます。さて、11月になり、年末調整や法定調書作成等の源泉徴収関連業務が慌ただしくなる時期がやってまいりました。今年の作業は昨年までのいつもの業務にマイナンバー関連が加わります。そこで今月号より2回続けて、**年末調整におけるマイナンバーの取扱い**についてご案内します。



◆マイナンバーの収集対象者と収集方法についてのおさらい

★収集対象者は？

1. マイナンバーが必要な人

- ① 従業員 ② 従業員の扶養家族 ③ パート・アルバイト従業員 ④ 退職した従業員
⑤ 日本に中長期で在留し、住民票を持っている外国人従業員

2. マイナンバーが必要でない人

- ① 派遣社員（派遣元で管理）② 出向社員の一部（源泉徴収票を作成する会社で管理）
③ 海外赴任者（住民票がないのでマイナンバーの発行がない）

★収集方法は？

既にマイナンバーを収集している方も多いと思いますが、収集方法の順番を簡単にもう一度確認したいと思います。

1. マイナンバーを利用する目的を書類の提示やメールなどで対象者に通知

利用する目的が税務や社会保険などで複数ある場合にはまとめて通知してしまうのが効率的です。

2. 従業員等からの収集

収集方法は①紙媒体による収集②メールによる収集③給与ソフト会社が提供したクラウドサーバーでの収集などがあります。「収集」とは「集める意思をもって自己の占有におくこと」(個人情報保護委員会)を言いますので、他人から聞き取ったマイナンバーをメモに取ったり、スマホやPCに書き込んでも「収集」となってしまいます。メモ等の取り扱いにはご注意ください。従業員等からの収集は扶養控除等申告書の提出に合わせて行うと効率よくできます。

3. 番号確認・身元確認

確認する方法としては①マイナンバーカードのみ②通知カード+顔写真付き身分証明書③マイナンバー付き住民票と顔写真付き身分証明書 の3つの方法があります。

◆年末調整における扶養控除等申告書についてのQ&A

Q1 27年中にマイナンバーの記載のない28年分扶養控除等申告書を受領している場合に、28年の年末調整時には扶養控除等申告書にマイナンバーの補完記入が必要か？

⇒ **A** 補完記入をする必要はありません(記入を求めてもOK)。また、28年分の源泉徴収票の作成時には29年分の扶養控除等申告書に記載されたマイナンバーを使用してもOKです。

Q2 29年分の扶養控除等申告書にはマイナンバーの記載が必要か？

⇒ **A** 扶養控除等申告書にはマイナンバー等を記載した「一定の帳簿」を備えている場合を除き、従業員本人及び控除対象配偶者・扶養親族のマイナンバーの記載が必要です。
また、前年と変更がない場合でも「一定の帳簿」がある場合を除き、省略することはできません。

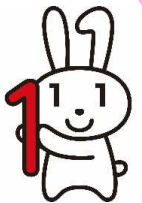
Q3 マイナンバー等を記載した「一定の帳簿」とは？

⇒ **A** 給与支払者が作成します。次の事項の記載が必要です。

- ① 扶養控除等申告書に記載すべき提出者本人、控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所・マイナンバー
② 帳簿の作成に当たり提出を受けた申告書の名称
③ ②の申告書の提出年月日

Q4 マイナンバーの提供を拒否されたときは？

⇒ **A** マイナンバーの記載は義務であることを伝え、提供を求めた経緯等の記録や保存をするようにして、提供を受けてないのか紛失したのかが判別できるようにして下さい。



今回は平成28年9月30日現在の法令等に基づき、マイナンバーの収集対象者・方法及び扶養控除等申告書の記載について簡単に触れてみました。マイナンバーの取扱いについては細かい点もありますので、ご不明な点がございましたら、弊社担当者までお尋ねください。次回は保管と廃棄等について触れさせていただきます。

(税務第一部/須賀川 祐典)